

11月9日～15日は秋季全国火災予防運動『消すまでは 出ない行かない 離れない』

空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節になりました。自分の命や財産、地域を火災から守るため、火の取り扱いには十分注意しましょう。

■子どもたちが描いた防火ポスターを展示します

火災予防運動に合わせ、市内の小・中学校から防火ポスターを募ったところ257点の応募があり、加藤廉也さん（肥田小6年）が岐阜県女性防火クラブ運営協議会長賞で表彰されました。

このほか、入賞作品13点を11月上旬より巡回展示します。ぜひご覧ください。

- ▷市役所 11月5日(月)～9日(金)
- ▷北消防署 11月12日(月)～16日(金)
- ▷南消防署 11月19日(月)～23日(金・祝)



岐阜県女性防火クラブ運営協議会長賞
加藤廉也さん(肥田小6年)の作品

■設置しましたか?住宅用火災警報器

昨年6月1日から、すべての住宅に住宅用火災警報器を設置することが義務化されました。住宅用火災警報器は「火災の早期発見」にとっても効果的ですが、市内の設置率は68.8%（平成24年6月現在・一部設置含む）と、全国平均の77.5%に比べて低い状況です。大切な命を守るため、必ず設置しましょう。

問 市消防本部 ☎0123

11月は児童虐待防止推進月間です 気づくのは あなたと地域の 心の目

幼い命が保護者によって奪われる悲しい事件が相次いで報道されています。残念ながら子どもへの虐待は特別なものではありません。私たちの身の回りでも発生しているのです。

地域のちょっとした「目配り」・「気配り」で、子どもを虐待から救うことができます。

子どもを虐待から守るための5カ条

1. 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告してください）
2. 「しつけのつもり…」は言い訳（子どもの立場に立って判断しましょう）
3. ひとりで抱え込まない（あなたにできることから即実行しましょう）
4. 親の立場より子どもの立場（子どもの命を最優先しましょう）
5. 虐待はあなたの周りでも起こり得る（特別なことではありません）

あなたの周りに「気になる子ども」はいませんか？もしかしらとらと感じたら、すぐに子育て支援課（内線166）または東濃子ども相談センター（☎231111・内線404）へ相談してください。

期限が近づいています 特定健診を必ず受けましょう

■国民健康保険に加入の65歳～74歳の方

特定健診には受診期限がありますので、お忘れのないように受診してください。

自己負担額 1,000円

受診期限 12月27日(木)

※8月に受診券を送付しています。受診券を失くした方は再発行しますので、ご連絡ください。

■後期高齢者医療保険に加入の75歳以上の方

後期高齢者医療保険に加入している75歳以上の方が対象の健康診査『ぎふ・すこやか健診』を実施しています。

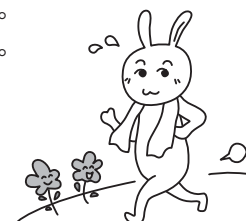
自己負担額 500円

受診期限 平成25年1月末日

※受診を希望する方は、12月28日(金)までに申し込みください。受診券を送付します。

申込先

市民課保険年金係



問 市民課保険年金係（内線134）